

植物防疫所 病害虫情報

No. 96

2012・3・15

植物防疫所における侵入病害虫対策について

はじめに

国内未発生または国内の一部地域のみで生息する重要病害虫が新たな地域に発生した場合、農作物に甚大な被害を与えることがある。このような重要病害虫による国内農業への影響を回避するため、それらの病害虫を早期に発見し、的確な防除を迅速に講ずる必要がある。

植物防疫所では、侵入病害虫対策として、海空港で実施している侵入警戒調査、国内の一部地域に生息する病害虫の移動規制対策、新規に発生した病害虫への対策などを行っているので、本稿で紹介する。

侵入警戒調査

侵入警戒調査の対象病害虫は、我が国の農業上重要な作物を考慮して、発生国での被害状況、我が国での侵入、まん延の可能性と経済的被害等を想定し、20種類が選定されている。

対象病害虫及び調査方法等は、表のとおりであり、植物防疫所では、図に示した主要な海空港の1,815か所の調査地点にトラップ等を設置して実施している。各都道府県は農作物の生産地域など8,278か所の調査地点にトラップ等を設置して実施している。また、東京都と国土交通省小笠原総合事務所が小笠原諸島で調査を実施している。

対象病害虫のうちミバエ類は、調査開始以来、横浜、東京、成田、神戸、南西諸島などの海空港においてトラップに誘殺される事例があったが、調査用トラップの増設、寄主植物（生果実）の採集による寄生状況の調査、調査回数の追加などに

より、定着、まん延していないことを確認している。一方、沖縄では誘殺後に寄生果実が発見され、関係機関（国、県及び市町村）が協力して迅速な調査、防除を行い、終息させた事例もある。

当該調査では、ミスジミバエなど我が国既発生のミバエ類も誘殺されることがあるため、トラップに誘殺されたミバエ類の正確な識別が重要である。

なお、2011年（平成23年）3月7日付けで植物防疫法施行規則の一部が改正され、ウメ輪紋ウイルス（PPV）、ポテトスピンドルチューバーウィロイド（PSTVd）、サドンオークデス病菌（*Phytophthora kernoviae*、*P. ramorum*）の4病原体が新たに輸出国植物検疫機関に対して輸出前の検査を要求する「輸出国栽培地検査」の対象となった。このことを受けて、当該4病原体を侵入警戒調査の対象として追加することが検討されている。

対象病害虫の侵入、まん延は農作物への被害のみならず、他国から重要病害虫の発生国とみなされ農産物の輸出に大きな障害になりかねないことから、植物防

疫所では、病害虫防除所等の関係機関と連携を密にして、今後も本調査を的確に実施していくこととしている。

移動規制

植物防疫法では、沖縄県や奄美群島、小笠原諸島に発生しているアリモドキゾウムシやイモゾウムシ、アフリカマイマイ、沖縄県や奄美群島、トカラ列島に発生しているサツマイモノメイガ並



図 植物防疫所が実施する侵入警戒調査実施地点（赤印）と調査用トラップ（左上から：スライム型、マックアイル型）



びに沖縄県や鹿児島県の一部地域に発生しているカンキツグリーニング病菌及びミカンキジラムの未発生地域への侵入、まん延を防止するため、これらの病害虫の移動を禁止あるいはこれらの病害虫の寄主又は宿主植物であるサツマイモ（紅いも等）、ヨウサイ、グンバイヒルガオ等の生茎葉及び地下部、カンキツ類の苗木等の持ち出しを禁止又は制限している。

植物防疫所では旅行者等に本制度を知ってもらうため、毎年3回の広報強化週間を設け、移動を禁止されている病害虫や植物あるいは制限される植物の持ち出しや持ち込みがないように主要な海空港でリーフレットの配布やアナウンスなどの周知活動を行っている。

また、本土のサツマイモ産地の市町村に対し、ポスター、リーフレットを配布して移動規制に関する制度への理解を求めるとともに生産者等に対する制度周知の協力をお願いしている。

近年、アリモドキゾウムシやイモゾウムシの寄主植物として移動が禁止されている沖縄県産ヨウサイ生茎葉が宅配便で本土の7都県に移出された違反もあったことから、沖縄料理店など関係店舗等を対象にした広報活動も行っている。

新規に発生した病害虫への対応

植物防疫法では、新規に発生した病害虫が農

作物に重大な損害を与えるおそれがある場合、これを駆除し、そのまん延を防止するため、「緊急防除」の規定を設けている。

現在、ウメ輪紋ウイルス（東京都青梅市等）、カンキツグリーニング病菌（鹿児島県喜界島）、アリモドキゾウムシ（鹿児島県指宿市）に対し、緊急防除を実施している（2012年（平成24年）2月10日現在）。

新たな病害虫であることが判明した場合（場合によっては判明する前）には、各都道府県等と連携して、①発生範囲の特定、②被害状況の把握、③発生原因の究明、④初動防除を実施することが肝要である。

植物防疫所では、病害虫の同定依頼には可能な限り対応することとしているので、疑わしい病害虫を発見した場合には植物防疫所への連絡をお願いしたい。

おわりに

現在、農林水産省では、国内未発生または国内の一部地域のみに生息する重要病害虫が新たな地域に発生した場合の対策について、現在関係機関が必要な措置を迅速かつ的確に講ずることができるよう、措置の内容・手続きを定めた「重要病害虫発生時対応基本指針」を策定中である。今後改めてその内容を紹介したい。

表 侵入警戒調査対象病害虫の調査実施状況

調査対象病害虫	調査方法			平成23年度調査地点数		
	使用トラップ	使用誘引剤	トラップ設置場所	植物防疫所計	都道府県計	
チチュウカイミバエ	スタイナー型	トリメドルア剤	風通しのよい木陰 （寄主植物が好ましい） 等の地上1.5メートル程 度の位置。	474	387	
ナタールミバエ		メチルオイゲンール剤			1,332	
ミカンコミバエ種群		キュワルア剤			467	
モモミバエ						
ウリミバエ	マックファイル型	タンパク加水分解物剤		83		
クインスランドミバエ						
カリブミバエ						
セイブオウトウミバエ						
ナスミバエ						
ミナミアメリカミバエ						
メキシコミバエ						
リンゴミバエ						
コドリシガ	粘着式	コドレリア剤		152	83	
アリモドキゾウムシ	ロート型又は 粘着式簡易型	スウィートビルア剤	（１）ロート型はできる限り 寄主植物周辺の地上部の 位置。 （２）粘着式簡易型は地上50 センチメートル程度の 位置。	91	1,945	
イモゾウムシ	（１）寄主植物について、本種の寄生の有無を肉眼により調査する。 （２）寄主植物がない場所においては、サツマイモ塊根を入れたトラップを 設置し、調査する。			87	836	
アフリカマイマイ	（１）日陰の高温多湿な場所において、本種の有無を肉眼により調査する。 （２）メタアルデヒド剤を入れたトラップを用いる場合には、緑地及び道路 脇の植え込み等に設置し、本種の誘殺の有無を調査する。			154	18	
火傷病菌	（１）主な寄主植物の病徴の有無について、肉眼により調査する。 （２）火傷病又はスイカ果実汚染細菌病の疑似症状が確認された場合は、 選択培地及び抗血清を用いて検定し、疑わしいものは横浜植物防疫所 調査研究部に送付して同定する。			172	505	
スイカ果実汚染細菌病	なお、分離された細菌は、同定結果が得られるまで当該病菌のまん延 防止対策と同等の対策を講じた上で保存する。			83	348	
カンキツグリーニング病 菌及びミカンキジラム	（１）ミカンキジラムの寄主植物（主にゲッキツ属植物）について、寄生の 有無を肉眼及びビートニング法により調査する。 （２）ミカンキジラムの寄生が確認された場合は、カンキツグリーニング 病菌の寄主植物について病徴の有無を肉眼により調査する。 本病の疑似症状が確認された場合は、遺伝子診断法を用いて検定し、 疑わしいものは横浜植物防疫所調査研究部に送付して同定する。			52	2,824	